営 - 4 0 9 令和6年8月26日

各建設業関係団体等の長 様

秋田県建設部営繕課長

「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」の一部改定について(通知)

日頃より、本県の建設行政に御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」を一部改定しましたので、関係者の皆様 へ周知してくださるようお願いします。

【改定概要】

- ・「秋田県週休2日制工事実施要綱」の一部改定に伴い、所要の事項を改定した
- ・単価の補正方法について、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」(令和6年3月22日付け国営積第13号)を準用した

【適用】

令和6年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

※改定後の運用は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット(コンテンツ番号 56304)」に掲載しております。

担当:秋田県 建設部 営繕課

調整・建築チーム 髙橋 電話 018-860-2582 秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」から閲覧・ダウンロードが可能です。 次のいずれかの方法で当該ページを表示できます。

方法① 秋田県公式サイトで、「56304」と入力してサイト内を検索すると、 当該ページ(営繕工事関係規定一覧)が表示されます。



方法② URLに「https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56304」と入力し、移動すると当該ページ(営繕工事関係規定一覧)が表示されます。